

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第227号)

平成14年11月22日

横情審答申第227号
平成14年11月22日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に基づく諮
問について（答申）

平成13年11月8日戸衛第58号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成13年度動物関係苦情処理簿」の個人情報一部開示決定に対する異議
申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成13年度動物関係苦情処理簿」の個人情報本人開示請求に対し、当該請求の対象となる個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年8月10日付で行った、「平成13年度動物関係苦情処理簿」（以下「本件処理簿」という。）の個人情報一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件処理簿は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）第17条第3号及び第4号に該当するため、その一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第17条第3号の該当性について

本件処理簿における、届出者住所、氏名、電話番号及び苦情内容のうち第三者に関する部分については、開示することにより、届出者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後市民等から寄せられる情報提供が減少し、動物の適正な取扱いによる虐待防止及び狂犬病の発生防止に関する事務の適正な執行に支障をきたすことが考えられるため、非開示とした。

(2) 条例第17条第4号の該当性について

本件処理簿における、届出者住所、氏名、電話番号及び苦情内容のうち第三者に関する部分については、開示することにより、届出者及び苦情内容中の第三者のプライバシーや社会生活上の利益を侵害するおそれがあるため、非開示とした。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処理簿の個人情報一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

届出者は申立人を分かっているが、申立人からは分からないというのは一方的である。届出者を知っておきたい。

届出者の権利利益の保護ばかりで、開示された本件処理簿を何度読み返しても、申立人の家をたえず関心を持って見ていたようで、これは重大なプライバシーの侵害ではないか。また、その後の報告も必要としない市民からの情報が、市では必要なのか。

申立人は、安心した日常生活を送りたい。届出者とトラブルを起こすつもりはないが、今回開示して何の問題があるのか。地域社会、隣近所の中で、お互いに話し合い、理解を深めることの方が重要なのではないか。申立人の気持ち、地域社会での立場も考慮して判断してほしい。

5 審査会の判断

(1) 本件処理簿について

横浜市の各区福祉保健センター生活衛生課では、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年12月横浜市条例第74号）に基づく動物の虐待防止、動物の適正な取扱い等に関する事務並びに狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく狂犬病の発生予防等に関する事務を行っており、その一環として、飼育動物等に関する市民等からの苦情・相談を電話又は窓口で受け付け、対処する事務を行っている。

戸塚区福祉保健センター生活衛生課においては、このような市民等からの苦情・相談があった場合、必要に応じて、動物関係苦情処理簿に苦情内容や処理経過等を記録し、処理が完結した後に、これを課内で供覧している。

本件処理簿は、平成13年度に戸塚区保健所衛生課（現戸塚区福祉保健センター生活衛生課）において作成された動物関係苦情処理簿のうち、申立人の飼い犬に関する苦情・相談に係るものであり、受理日時、届出者の住所・氏名・電話番号、対象動物、飼い主の住所・氏名・電話番号、苦情内容、処理経過等が記録されていることが認められる。

(2) 条例第17条第3号の該当性について

ア 条例第17条第3号では、「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務に関する個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」は、当該個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件処理簿に記録されている届出者の住所、氏名、電話番号及び生活環境等に関する情報を、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 本件のように、届出をされた苦情・相談の内容が、届出者以外の特定の第三者に関するものである場合、届出者の氏名等が当該第三者に開示されるとなると、今後、市民等から寄せられるこの種の苦情・相談が減少し、動物の虐待防止、動物の適正な取扱い、狂犬病の発生予防等に関する事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれが

あると考えられる。

したがって、本件処理簿に記録されている届出者の住所、氏名、電話番号及び生活環境等、当該届出者を識別することができる情報は、本号本文に該当する。

(3) 条例第17条第4号の該当性について

ア 条例第17条第4号では、「第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとき。」は、当該個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件処理簿に記録されている届出者の住所、氏名、電話番号及び生活環境等に関する情報を、本号に該当するとして非開示としているが、当該情報は、前記(2)ウで述べたように、条例第17条第3号により開示しないことができる情報であるから、本号の該当性について改めて判断するまでもない。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件処理簿において非開示とした情報は、条例第17条第3号に該当し、開示しないことができるものであるから、実施機関が本件異議申立てに係る個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年11月8日	・ 諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成13年11月22日 (第258回審査会)	・ 諮問の報告
平成13年12月11日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成14年10月18日 (第1回第二部会)	・ 審議
平成14年11月8日 (第2回第二部会)	・ 審議